弁護士法人京阪藤和法律事務所
次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　平成３０年４月１日～平成３５年３月末日までの　５年間

２．内容

目標１：年次有給休暇の取得しやすい環境をつくる。

＜対策＞

・有休休暇取得率向上のため、計画的な有休休暇の取得を勧奨する。
・定期的に開催される従業員向けの会議においても、積極的な有休休暇の取得を勧奨する。

目標２：出産を控える女性社員の育児休暇をより取得しやすい環境を整備し、結婚及び出産後も職場復帰しやすくする。

＜対策＞

●平成３０年４月～　所内会議の場や個別面談の場を通じて従業員のアンケート調査を実施し、職場環境に適った制度の如何について検討を開始する。
●新たな制度導入に向けて所内で検討を進め、新たな制度の導入が決まったときは所内広報誌などによる従業員へ周知する。

目標３：育児のための時間を取得しやすい労働環境をつくる。

＜対策＞

育児休業制度等の所内への通達、説明を促進し、男女問わず全ての従業員にとってこれらの制度が利用しやすい環境づくりを促進し、仕事と育児の両立を支援する体制を整える